

保護者各位

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う市立小中学校の臨時休業の延長について（通知）

若葉の候、貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市教育行政に多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、世界的に猛威を振っている新型コロナウイルス感染症ですが、県内において爆発的な感染拡大は見られないものの、首都圏の感染者数は未だ高い水準にあり、予断を許さない状況となっています。

つきましては、児童生徒の安全・安心を考慮し、下記のとおり臨時休業を延長しますので、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業期間 令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで

2 臨時休業中の対応

(1) 児童等の居場所について

学校での一時預かり（親族の見守りや放課後児童クラブの通所等でどうしても対応できない、原則、小学1年生から小学3年生）を継続します。

(2) 家庭における学習支援について

長期の臨時休業となることから、各家庭において児童生徒が生活のリズムを整えつつ学習の継続を図り、学校再開後も円滑に学んでいくことができるよう、次の取り組みを進めます。

・学習プリントなどの課題とともに、計画的に家庭学習を行うための「学習計画表」を各学校から配布し、家庭学習の状況把握に努めます。

・自主学習の方法等を提示するとともに、「生活カード」を各学校から配布し、規則正しい生活リズムを保つことができるように努めます。

3 相談体制について

保護者等に対するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる電話相談を実施します。

また、児童生徒に対し、教員による家庭学習に関する電話相談を実施します。

4 その他

今回の決定は、新型コロナウイルスの感染拡大防止が趣旨であることを十分ご理解いただき、首都圏での感染者が増加していることを踏まえ、お子様には不要不急の外出を避け、外出する際のマスク着用や手洗いなど感染防止に努めるようお願いいたします。

なお、感染状況等により変更になる場合には、別途ご連絡いたします。

担 当	多賀城市教育委員会事務局教育総務課
TEL	368-1141 内線521～524
FAX	309-2460
E-MAIL	gakko@city.tagajo.miyagi.jp